

令和4年度診療報酬改定に関するご報告

日本フットケア・足病医学会 会員の皆様

日頃より学会活動にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

令和4年度診療報酬改定に向け、当学会の社会保険委員会では、リハビリテーション推進委員会、下肢潰瘍の創傷処置アドホック委員会との協力の元、内保連、看保連などを通し様々な提案・働きかけを、参議院議員の秋野公造先生のご指導のもとで、厚生労働省に対して行って参りました。

先日、厚生労働省より「令和4年度診療報酬改定」について省令・告示がございましたが、その中で以下の点について当学会からの提案が通りましたのでご報告申し上げます。

- ・ 下肢創傷処置料の新設
- ・ 下肢創傷処置管理料の新設
- ・ 運動器リハビリテーション料の対象疾患への糖尿病足病変の追記

また、当学会からの提案ではありませんが、今回の診療報酬改定の中で、足病に悩む患者さんにとって有用ではないかと思えるものがございましたので併せてご案内いたします。

- ・ 周術期栄養管理実施加算の新設
- ・ 情報通信機器等を用いた外来栄養食事指導の評価の見直し
※今までは情報通院機器等を用いた場合は2回目以降の指導で加算が取れていましたが今回は初回から加算が取れるようになりました。
- ・ 透析中の運動指導に係る評価の新設
- ・ 歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）の評価の見直し

詳細は以下の厚生労働省告示をご確認ください。

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00037.html

日本フットケア・足病医学会

理事長

寺師 浩人

社会保険委員会 委員長

安西 慶三

副委員長

瀬戸奈津子

リハビリテーション推進委員会 委員長

河辺 信秀

下肢潰瘍の創傷処置アドホック委員会 委員長

大浦 紀彦